

令和 8 年度外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）実施要綱

第 1 条(目的)

この事業は、海外から福井県への観光客誘致を促進するため、貸切バスを利用し福井県内へ送客する国内外の旅行事業者に対し、助成を行うことを目的とする。

第 2 条(助成対象)

- 1 助成の対象となる事業者は、日本国内において旅行業法および同法施行規則による旅行業の登録を受けている事業者、または日本国外において適法に旅行業を営む者であって、日本への送客が行える者とする。

なお、この助成事業に関し、制度運営事務局（以下、事務局という。）に対する連絡が、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、または韓国語で円滑に行えること。

- 2 助成金の交付を受けようとする者（以下、申請者という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

第 3 条(助成要件)

助成の対象となる旅行商品は、次の要件を満たすこと。

- (1) 訪日外国人旅行客(日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者)を対象としたものであること。
- (2) 1 回あたり、訪日外国人旅行客 8 人以上が参加する団体ツアーであること。なお、「8 人」には日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員を含み、日本人添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員が 2 名以上いる場合は、1 名だけを対象とする。
- (3) 福井県内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊すること。
- (4) 福井県内の観光地または観光施設（物販施設・飲食施設等）を 1 か所以上訪問すること。
- (5) 貸切バスを利用し、福井県内の観光地等を訪問すること。なお、貸切バスの事業者は、福井県外の事業者であってもよい。
- (6) 福井県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない訪日旅行ツアーであること。

第4条(助成額)

- 1 助成額は、予算の範囲内で下記の金額を助成する。
【令和8年4月1日～令和8年11月30日の間に出発する旅行商品、令和9年2月15日以降に出発し、令和9年3月8日までに出国する旅行商品】
バス1台あたり25,000円に福井県内での宿泊日数を乗じた金額とする。
【令和8年12月1日～令和9年2月14日の間に出発する旅行商品】
バス1台あたり30,000円に福井県内での宿泊日数を乗じた金額とする。
- 2 バスの稼働が無い日からその翌日にかけての宿泊は計算の対象としない。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅行行程中の福井県内における最後の宿泊日の翌日に、バスを利用して福井県外へ移動する場合は、福井県内における最後の宿泊日を計算の対象とする。

第5条(助成の対象期間)

この助成の対象となるのは、令和8年4月1日以降に出発し、令和9年3月8日までに出国する旅行商品とする。

第6条(申請書の提出)

- 1 申請者は、助成申請書(様式第1号)に、送客計画の詳細(別紙1)および旅行商品の旅程表を添えて、送客を開始する日の前日までに事務局に提出すること。
但し、令和8年4月1日から令和8年6月30日までに送客を開始する旅行商品については、事務局決定後20日以内(土日祝日を含まない)まで申請可能であるが、予算状況や審査の結果、助成対象とならないことがある。
- 2 申請書一式は日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。
【申請先】(事務局) 株式会社HYT
(メールアドレス) fukui8bus@hyt-co.jp

第7条(助成の決定)

事務局は、助成申請書の内容を審査し、交付の可否を決定の上、助成の上限額を定め、申請者に通知する。なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が県の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

第8条(旅行商品の変更または中止)

- 1 申請者は、助成の決定通知を受けた旅行商品を変更または中止する場合、その変更または中止が生じる日の前日までに変更申請書(様式第2号)およ

び変更後の送客計画の詳細（別紙２）を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 旅行商品の変更が、「バス利用台数見込み」もしくは「福井県宿泊予定日数見込み」が減少する場合、および軽微な変更と事務局が判断した場合、変更申請は不要とする。
- 3 前項の申請書一式は日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

第 9 条(月次報告)

- 1 第 7 条による助成の決定期間が複数月に渡る場合、申請者は、送客開始月から送客終了月までの間、毎月 15 日までに前月の旅行商品実施状況を月次報告書(様式第 3 号)により事務局に報告しなければならない。

第 6 条 1 項但し書きによる交付申請が認められた旅行商品については、助成の決定後、毎月 15 日までに前月以前の旅行商品実施状況を月次報告書(様式第 3 号)により事務局に報告しなければならない。

- 2 申請者は、前項の書類とあわせて、前月の送客に係る①月次送客実績の詳細（別紙 3）、②最終の旅程表の写し、③宿泊と人数を証明する書類の写し、④貸切バス運送引受書の写しを添付しなければならない。

なお、「宿泊と人数を証明する書類」とは、宿泊施設の責任者（支配人等）によって旅行商品名、宿泊人数および宿泊日数を確認できる書類をいう。

（「宿泊と人数を証明する書類」例 1）

宿泊証明書の写し

旅行会社または宿泊施設が作成する、旅行商品名、宿泊日、宿泊人数が記してある一覧表に宿泊施設の証明（証明年月日、宿泊施設名、責任者名、捺印等）を付したものの。

（「宿泊と人数を証明する書類」例 2）

宿泊施設の請求書または領収書の写し

宿泊施設が発行する請求書（領収書）で、旅行商品名、宿泊日、宿泊人数が確認できるもの。

- 3 前項の申請書一式は日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

第 10 条(実績報告および交付請求)

- 1 申請者は、以下の通り実績報告および交付請求を行うこと。また、第 9 条による月次報告を要しない旅行商品の場合、同条第 2 項に掲げる書類を添

付すること。「月次送客実績の詳細（別紙３）」は「送客実績の詳細（別紙４）」に読み替えること。）

【令和８年４月１日～令和８年１１月３０日の間に出発する旅行商品、令和９年２月１５日以降に出発し、令和９年３月８日までに出国する旅行商品】

申請者は、ツアー終了日（出国日）から１４日以内または令和９年３月８日のいずれか早い日までに、実績報告書（兼交付請求書）（様式第４号）を事務局に提出しなければならない。

【令和８年１２月１日～令和９年２月１４日の間に出発する旅行商品】

申請者は、ツアー終了日（出国日）から１４日以内または令和９年２月２８日のいずれか早い日までに、実績報告書（兼交付請求書）（様式第４号）を事務局に提出しなければならない。

第６条１項但し書きによる交付申請が認められた旅行商品については、助成の決定を受けた日から起算して２０日以内に、実績報告書（兼交付請求書）（様式第４号）を事務局に提出しなければならない。

２ 前項の報告書一式は日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、または韓国語で記載し、電子メールで提出すること。

第１１条（助成金の交付等）

- １ 事務局は、前条の実績報告があった場合、速やかに検査を行い、適当と認めるときは、申請者が指定する銀行口座へ助成金を振り込む。
- ２ 助成金は、日本円で交付する。
- ３ 第１項の送金に要する手数料は、申請者が負担することとし、事務局は確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。なお、日本国外へ送金する場合、送金に要する手数料が高額となるため、申請者は注意すること。

第１２条（状況の照会）

- １ 事務局は、申請者に送客の状況等について照会する場合がある。
- ２ 前項の照会があった場合、申請者は１０日以内に回答すること。

第１３条（内定の変更）

前条第２項の回答があった場合、内容を考慮し助成の決定を変更する場合がある。

第 14 条(内定の取り消しおよび助成金の返還)

- 1 内定を受けた申請者が、虚偽の記載により内定を受けたことが判明した場合、または、この要綱の規定に違反した場合、事務局は内定または助成の決定を取り消すことができる。
- 2 前項の取り消しがあった場合、事務局は申請者に対し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

第 15 条（委任）

申請者は、代理人を選任し、令和 8 年度外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）の利用について、全部または一部を行わせることができる。その場合、委任事項等を記載した委任状（任意様式）を事務局に提出しなければならない。

第 16 条(助成金の経理等)

申請者は、助成金に関する経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもとに 5 年間保存しなければならない。

第 17 条(その他)

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 3 0 日から施行する。